

みどりの食料システム戦略



逆引き

施策活用ガイドブック

令和7年2月版

MAFF
農林水産省

農林漁業者・食品関連産業等の民間事業者、自治体の皆様へ

みどりの食料システムに向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。

みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、

すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で、
環境負荷の低減に取り組むことが重要です。

そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、
国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。



目 次

※R7予算の支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますので御留意ください。
※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

調 達

研究開発に取り組む方・資材製造事業者の方向け

- ・ 基盤確立事業の認定を受けるには？ 1
- ・ 設備投資に活用できる支援措置について知りたい 3
- ・ 環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい 8
- ・ 環境負荷低減に活用できる新技術を知りたい・広めたい 10

生 産

農林漁業者の方向け

- ・ みどり認定を受けるには？ 11
- ・ 設備投資に活用できる支援措置について知りたい 13
- ・ 生産・流通体系の転換に関する支援が知りたい 20
- ・ 環境にやさしい農業の実践に向けて、地域で新たな取組を始めたい 21
- ・ 環境にやさしい農業への直接支払いや経営体への支援について
知りたい 24
- ・ J-クレジット制度について知りたい・活用してみたい 27

加工・流通

食品事業者の方向け

- ・ 基盤確立事業の認定を受けるには？ 28
- ・ 有機農産物等の加工・流通施設の整備に活用できる支援措置に
ついて知りたい 30
- ・ 有機農産物等の加工・流通の取組に活用できる支援措置について
知りたい 33

消 費

農業者・食品事業者・市町村の方向け

- ・ 農産物の環境負荷低減の取組を発信したい 34
- ・ 農産物の学校給食への活用や食育を進めたい 35

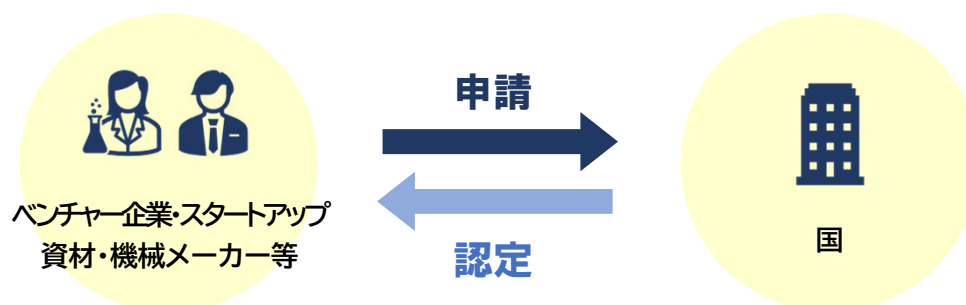
- 【付録】 みどり認定等に対する関連事業の優遇措置の状況(R6補正・R7予算) 37

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援（研究開発、資材・機械の生産・販売）

- **みどりの食料システム法**では、みどりの食料システム戦略の実現に向けた新たな技術の研究開発・実証や環境負荷低減に資する資材・機械等の普及拡大の取組を「**基盤確立事業**」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 基盤確立事業に取り組む事業者の方は、その**事業計画（基盤確立事業実施計画）**を作成し、**国（主務大臣）の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組

- 本制度は、基盤確立事業の取組を通じて、農林漁業者が化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業、温室効果ガスの排出削減などに取り組もうとする際の**課題を解決**し、農林漁業者が**環境負荷低減に取り組みやすくなる**環境を整備することを目指すものです。
- 認定の対象となる基盤確立事業の内容は、**法に基づく国の基本方針**に定めています。

取組類型		取組内容
①	先端技術の研究開発・実証	環境負荷の低減に対して効果のある技術の研究開発を行い、当該研究開発の成果の事業化を目指す事業
②	新品種の育成	病虫害抵抗性や少肥適応性等、環境負荷の低減に資する生産方式に適した新たな品種を育成する事業
③	環境負荷の低減に資する資材又は機械の生産・販売	【資材】 堆肥を広域的に流通させるためのペレット堆肥や混合堆肥複合肥料、食品残さを活用した有機質肥料その他の環境負荷の低減に資する資材の製造及び販売に取り組む事業 【機械】 除草機や可変施肥機その他の環境負荷の低減に資する機械類の製造及び販売に取り組む事業
④	環境負荷の低減に資する機械のリース・レンタル	環境負荷の低減に効果のあるスマート農業機械等の産地全体での導入の加速化に資する当該機械類等のリース・レンタル等を行う事業

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援(研究開発、資材・機械の生産・販売)

● 主な支援内容

① みどり投資促進税制

■ 資材製造事業者向け

化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造に取り組む事業者の方は、設備投資を行う場合に**みどり投資促進税制**(特別償却)の適用を受けることができます。

■ 機械メーカー向け

化学肥料・化学農薬の使用を低減させる農業機械等について、計画認定と合わせて確認を受けることで、**農業者向けみどり投資促進税制**の対象機種にできます。

② 日本政策金融公庫等による低利融資

※公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

新たに開発した環境負荷低減に資する農業機械や生産資材等の製造設備等を導入する場合に、日本政策金融公庫の**新事業活動促進資金**について、**特別利率②**(土地に係る資金を除く。)での貸付を受けられます。

③ その他の支援措置

■ 種苗法の特例

認定された基盤確立事業実施計画の成果として育成された新品種について、品種登録の**出願料及び登録料(1～6年目)**を**4分の3軽減**します。

■ 行政手続のワンストップ化

事業実施に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続を、計画認定申請と同時に行うことができます。

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

● 申請の流れ・認定要件等

- 認定申請は**随時受け付けています**。認定をお考えの事業者の方は、取り組もうとしている事業内容が要件に合致するか等について、まずは**農林水産省に事前相談**をお願いします。

事前相談はコチラまで

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ

midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp ☎03-6744-7186

- 国の基本方針及び審査基準に基づき、「事業効果が広域的に波及するか」「事業内容に一定の先進性があるか」等の観点から審査を行います。
認定要件の詳細については、あらかじめ農林水産省HPからご確認ください。



審査基準

- これまでに認定された計画の概要は農林水産省のHPに公表しています。



これまでの認定状況

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



基盤確立事業者向け税制・融資

● みどり投資促進税制 (法人税・所得税)

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、堆肥などの**化学肥料・化学農薬の代替となる生産資材を製造する設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却**(特別償却)できます。(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者 化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を広域的に供給する事業者

- 対象設備**
- 計画認定を受けた後、令和4年7月1日から令和8年3月31日までに取得したものであること
 - 化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を製造する専門の機械等及び当該機械等と一体的に整備する建物
(例:堆肥製造装置、バイオコンポスター、ペレット化装置、袋詰め装置など)

- ポイント**
- ① 計画認定を受けた後に機械等を取得する必要があります(タイミングに注意!)
 - ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
 - ③ 補助金との併用も可能です

お問合せ先 農林水産省みどりの食料システム戦略グループ(☎03-6744-7186)

● 新事業活動促進資金 <日本政策金融公庫 中小企業事業・国民生活事業>

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、環境負荷低減に資する新たな資材・機械類の普及拡大に向けた設備投資を行う事業者の取組を、中小企業の経営革新等への支援を目的とする**日本政策金融公庫の低利融資**で支援します。

対象者 基盤確立事業実施計画の認定を受けて、以下に取り組む中小企業

- ・ 環境負荷低減に資する資材・機械類の生産・販売
- ・ 環境負荷低減に資する機械類のリース・レンタル

詳しくはコチラ



日本政策金融公庫HP

使途・支援内容

- 当該事業の実施に必要な設備資金及び長期運転資金
(新たに開発した環境負荷低減に資する資材・機械の製造設備の取得など)
- 借入限度額:
 - ① 中小企業事業 7億2,000万円
 - ② 国民生活事業 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)
- 借入金利: 2億7,000万円まで 特別利率②(土地に係る資金を除く。)
- 貸付期間: 20年以内、運転資金:7年以内

ポイント 基準金利より
利率が低くなります!

取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

【留意点】 公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



基盤確立事業者向け税制・融資

● (株)脱炭素化支援機構(JICN)による投融資

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資(リスクマネー供給)を(株)脱炭素化支援機構が実施します。

※JICNとは・・・地球温暖化対策推進法に基づき、国の財政投融資からの出資と民間からの出資を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する資金供給などの活動を行う株式会社です。

支援基準



詳しくはコチラ

✓政策的意義

- ①温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に資すること
- ②我が国の経済社会の発展や地方創生に貢献するなど

✓民間事業者等のイニシアチブ

民間事業者等からの出資総額が、JICNからの出資額以上であることなど

✓収益性の確保

JICNによる適切な支援が行われることにより収益確保が認められることなど

✓地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保

地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保することなど

支援対象

温暖化ガスの排出削減・吸収と社会経済の発展に貢献する事業(分野・領域の指定はなく、再エネ発電、燃料、蓄エネ省エネ、設備機器や素材の製造、農林水産業、運輸・モビリティ、資源循環など多種多様な事業を対象とする)

ポイント

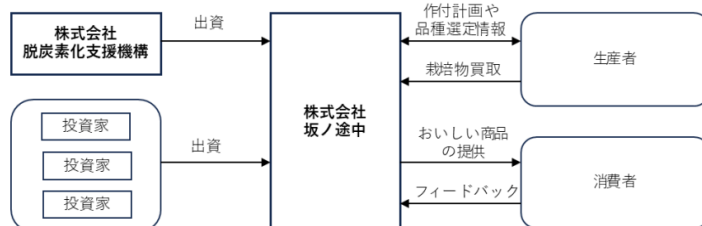
脱炭素に資する農業分野の取組(ソーラーシェアリング、バイオマス活用、スマート農業、有機農業など)も支援対象となります！
出資・融資の詳細な条件については、JICNにお問い合わせください。

お問合せ先

(株)脱炭素化支援機構 03-6257-3863

<コラム> (株)脱炭素化支援機構の投融資事例(株坂ノ途中)

新規就農者を中心とした提携生産者が栽培した農産物の販売プラットフォームの運営などを行う(株坂ノ途中)は、(株)脱炭素化支援機構の出資を受け、有機農産物等の販売事業拡大に伴う出荷能力の強化や新規就農者が手掛ける有機栽培に関するデータ提供体制のさらなる整備を行います。



「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● みどりの事業活動を支える体制整備

基盤認定が要件

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者による、堆肥製造施設やバイオ炭製造施設等の整備などの取組を支援します。

実施主体

地方公共団体、民間事業者等(肥料製造業者、JAなど)

主な採択要件

- 県域等を越えて効果が波及する等の広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及状況に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な設備投資であること

ポイント

個社単位でも活用可能です！

まだ「基盤確立事業実施計画の認定」を受けていなくても応募できます！

予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。まずは都道府県の交付金窓口にご相談ください

支援内容

- 基盤確立事業を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(堆肥処理施設、ペレタイザー、バイオコンポスターの整備・補改修など)
- 基盤確立事業を実施するために必要なソフト支援(定額)
(肥効分析に係る費用、技術普及に係るマニュアル作成など)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● バイオマスの地産地消

みどり認定ポイント加算対象

地域のバイオマス(家畜排せつ物、食品残渣など)を活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査・設計・施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組を支援します。

実施主体

地方公共団体、民間事業者等(発電事業者、食品事業者、畜産農家など)

主な採択要件

- エネルギー調達の環境負荷をバイオマスの活用により低減する計画であること
- 災害時に地域にエネルギーを供給できるなど、レジリエンス強化に繋がること

支援内容

- 地産地消型バイオマスプラントの導入(1/2以内)
(原料受入設備、前処理装置、混合調整槽、発酵槽、ガス化炉、発電機、貯留槽、熱利用施設など)
- バイオ液肥散布車等の導入(1/2以内)
(バイオ液肥の肥料利用を促進するためのバイオ液肥散布車等の導入)
- バイオ液肥の利用促進(定額)
(肥効分析に係る費用、散布実証など)

ポイント

- ① バイオマスプラントの整備のみでなく、液肥散布車、肥効実証も単独で実施できます！
- ② 売電を行う場合、一部の施設が補助対象外になる場合があります

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



● 国内肥料資源利用拡大対策事業

みどり認定ポイント加算対象

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を受けにくい生産体制づくりを支援します。

実施主体 農業者の組織する団体、肥料製造事業者、肥料原料供給事業者など

主な採択要件 ■ 原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携を位置付けた「連携計画」を作成すること 等

支援内容 ■ 堆肥化处理施設、ペレット化施設等の整備(1/2以内)
■ 肥料散布や土壌分析に必要な機械の導入(1/2以内)
■ 肥料の成分分析・効果検証(定額)

ポイント 原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者がそれぞれ事業を活用することが可能です。また、施設整備のみならず、散布に必要な機械導入や栽培実証等、国内資源由来肥料の利用拡大に向け必要な取組を支援します。

お問合せ先 最寄りの各地方農政局生産部環境・技術課及び畜産課等 又は
農林水産省 農産局農産政策部技術普及課 (☎ 03-6744-2107)
農林水産省 農産局農産政策部農業環境対策課 (☎ 03-3593-6495)
農林水産省 畜産局畜産振興課 (☎ 03-6744-7189)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち

● 農業支援サービスの先進モデル支援 農業支援サービスの立ち上げ支援

認定事業者ポイント加算対象

スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

対象・要件 農業支援サービス事業体等

支援内容 ①農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援。(定額又は1/2以内)

②農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援。

ポイント ・①の事業は、産地における生産・流通・販売方式の転換(加工品種生産や鉄コンテナ流通への転換等)に向けた、サービス提供に必要なスマート農業機械等の導入や関連施設の整備等を支援します。
・①及び②の事業については、中山間地域等に対して優先枠等を設けます。

お問合せ先 農林水産省 農産局農産政策部技術普及課 (☎ 03-6744-2107)

● 重点对策加速化事業

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課
(☎ 03-5521-8233)又は、最寄りの地方環境事務所

えのき生産工程

廃耕地

バイオマス燃料製造施設

排熱利用

ドライヤー

乾燥燃料サイロ

乾燥 堆肥

バイオマス蒸気ボイラ

熱(蒸気)供給

市内木材業者

木質チップ

チップ乾燥機

燃料固化化設備

バイオマスボイラ導入

バイオマスボイラ導入

バイオマスボイラ導入

バイオマスボイラ導入

市営温泉施設

市営福祉施設

市営温泉施設

市営温泉施設

2022～23年度：バイオマス燃料製造施設導入

2024年度：燃料固化化施設、チップ乾燥機導入

2025～26年度：バイオマスボイラ導入

廃圃床

木質チップ

排熱(ガス)

熱(蒸気)

バイオマスボイラ(130kW)

「環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい」



「知」の集積と活用によるイノベーションの創出

● オープンイノベーション研究・実用化推進事業

認定事業者ポイント加算対象

産学官が連携して取り組む農林水産・食品分野の基礎研究や実用化研究を支援する**提案公募型の研究事業**です。みどり戦略の推進に資する研究開発について「重要政策タイプ」と位置付けて推進しています。

対象・要件

民間企業、大学、国立研究開発法人、公設試、農林漁業者が組織する団体等による研究コンソーシアム 等

ポイント

基盤確立事業実施計画の認定やみどり認定を受けた農業者が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています！

支援内容

- 基礎研究ステージ（研究シーズを創出するための基礎段階の研究開発）
研究実施期間：3年以内 委託研究費：3,000万円以内/年
- 開発研究ステージ（研究成果を社会実装するための研究開発）
研究実施期間：5年以内 委託研究費：3,000万円以内/年

詳しくはコチラ



生研支援センターHP

お問合せ先

生物系特定産業技術研究センター イノベーション創出課（☎ 044-276-8995）
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室（☎ 03-6744-7044）

● アグリ・スタートアップ創出強化対策 スタートアップへの総合的支援

認定事業者ポイント加算対象

農林水産・食品分野における政策的・社会的課題の解決や、サービス事業体等の新たなビジネス創出のため、革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ・中小企業等を支援します。

対象・要件

農林水産・食品分野で革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ（原則設立15年以内） 等

支援内容

各フェーズに応じ、研究開発から事業化に向けた取組までサポート

- フェーズ 0（発想段階）：委託研究費：1,000万円以内（2年以内）
- フェーズ 1（構想段階）：委託研究費：1,000万円以内（1年以内）
- フェーズ 2（実用化段階）：委託研究費：2,000万円以内（2年以内）
- 事業化準備フェーズ：委託研究費：3,000万円以内（1年以内）
- プログラムマネージャーによる伴走支援
- スーパーアグリクリエイター発掘支援

詳しくはコチラ



生研支援センターHP

ポイント

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者への採択審査時の加点措置を設けています！

お問合せ先

生物系特定産業技術研究センター スタートアップ支援課
メール：brain-stupweb[アット]ml.affrc.go.jp（[アット]を@に置き換えてください）
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室（☎ 03-3502-5530）

「環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい」



認定事業者ポイント加算対象

● みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向け、脱炭素化や環境負荷低減等のみどりの食料システム戦略の実現や、今後深刻化が見込まれる気候変動等の政策課題に対応した革新的な品種・技術・生産体系の確立等、**国主導で取り組むべき研究課題等を設定し、その研究開発を委託します。**

実施主体 民間団体等(公設試・大学を含む)

ポイント 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者や、みどり認定を受けた農林漁業者等が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています。

支援対象 令和7年度新規公募課題は以下のとおりです。

- 環境負荷低減対策研究
・環境低負荷型の化学農薬施用技術の開発
- 気候変動適応研究
・気候変動に対応するための農林水産業の温暖化適応技術の開発

※国が各研究課題・研究内容及び達成目標を設定し、委託研究先を公募します。

支援内容 令和7年度開始予定の課題における研究実施期間及び委託研究費については、令和7年度の公募情報をご確認ください。

お問合せ先 農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究企画課 (☎ 03-3501-4609)



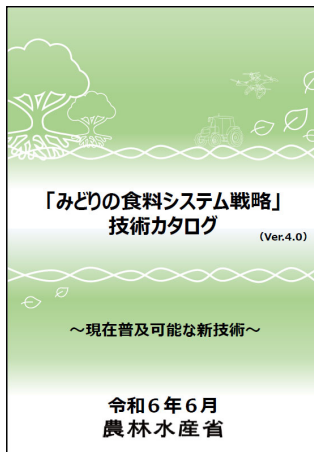
「環境負荷低減に活用できる新技術を知りたい・広めたい」



「みどりの食料システム戦略」技術カタログ

認定事業者を掲載

- みどりの戦略に掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術について、「みどりの食料システム戦略」技術カタログとしてとりまとめ、農林水産省HPに公表しています。
- 農業・畜産を対象とし、近年(直近10年程度)開発された技術(現在普及可能な技術)と、近い将来利用可能となる開発中の技術(2030年までに利用可能な技術)について紹介していますので、有機農業やJ-クレジット等に取り組む際に御活用ください。
- 2024年6月に公表されたVer.4.0では、48件の「現在普及可能な技術」及び64件の「みどり認定を受けた基盤確立事業」を追加し、合計409件の技術を収録しています。



詳しくはコチラ



農水省HP

掲載例: 混合有機質肥料を用いた土壌還元消毒(片倉コープアグリ株)

掲載候補の募集について

- 農林水産省では、カタログへの掲載候補について、以下のとおり募集しています。
- Ver.4.0から、認定事業者については、応募に関わらず掲載しています。

募集対象技術

1. みどりの食料システム戦略の実現に貢献すること
2. 技術の導入効果の実証等により定量的に把握されていること
3. 農業者等が実際に入手・活用できる技術であること
4. 掲載技術の権利関係が明確でありトラブル等がないこと
5. 環境や営農に悪影響を及ぼさない技術であること
6. その他、公的なカタログに掲載するにふさわしい技術であること

応募方法

技術の実証を行った地域、普及が見込まれる地域、または研究機関が所在する地域の地方農政局等ごとに募集しています。

詳しい応募方法は、各地方農政局等のホームページをご確認ください。

※次版Ver.5.0の募集期間は終了しています。

2025年度の募集期間は7月～9月を予定しています。

お問合せ先

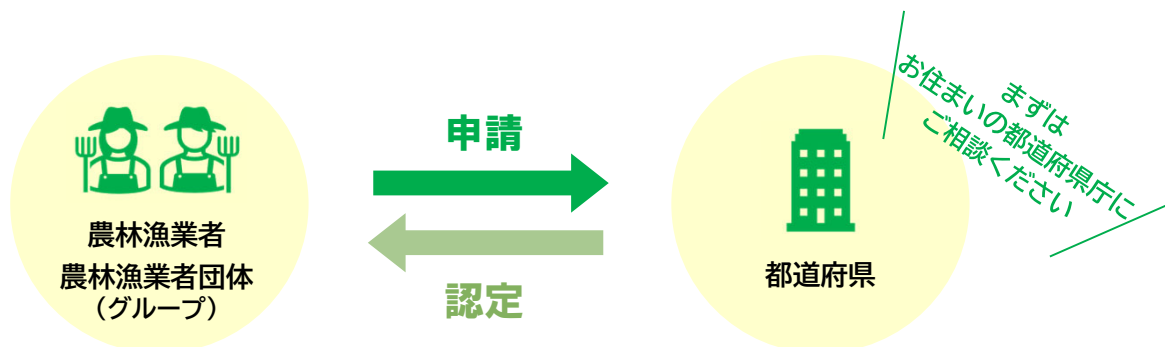
農林水産省 大臣官房政策課 技術政策室(☎ 03-3502-3162)

(個別技術の内容に関しては、カタログに記載の各お問合せ先に御連絡ください。)

「みどり認定を受けるには？」

みどりの食料システム法に基づく支援(農林漁業者向け)

- **みどりの食料システム法**では、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う取組を「環境負荷低減事業活動」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 環境負荷の低減に取り組む**5年間の事業計画(環境負荷低減事業活動実施計画)**を作成し、**都道府県知事の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組

- 環境に配慮した農林漁業の取組が**幅広く対象**になっています。
(認定対象となる具体的な取組内容は、都道府県・市町村が作成する基本計画に定められています。
事業計画作成の際は、**まずはお住まいの都道府県庁に相談**してください。)
- 基本計画に定められた**特定区域(モデル地区)**では、地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を特定環境負荷低減事業活動実施計画として認定を受けることができます。

計画種別	申請者 (個人・団体)	活動類型
環境負荷低減 事業活動実施 計画	農業者	土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の一体的取組(有機農業を含む)
		温室効果ガスの排出量の削減 (秋耕、中干し期間の延長、ヒートポンプの導入、省エネ機械・資材の導入など)
		その他の告示に定める活動 ① 土壌を使わない栽培方式における化学肥料・化学農薬の使用削減 ③ バイオ炭の農地への施用 ④ プラスチック資材の排出・流出の抑制、使用量の削減 (生分解性マルチの使用、プラスチック被覆肥料の代替技術の導入など) ⑤ 化学肥料・化学農薬の使用低減と一体的に行う生物多様性保全の取組 (冬期湛水、江の設置など)
	農業者以外 (畜産業・林業・漁業)	温室効果ガスの排出量の削減(省エネ機械の導入、家畜排せつ物管理方法の変更など) その他の告示に定める活動 ② アミノ酸バランス改善飼料の給餌、養殖業における給餌方法の改善など ④ プラスチック資材の排出・流出の抑制、使用量の削減
特定環境負荷 低減事業活動 実施計画	特定区域で活動する 農林漁業者 (原則二戸以上)	地方自治体の基本計画に定める以下のいずれかの活動 ① 有機農業 ② 廃熱等の地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減 ③ 先端技術を活用した環境負荷低減の取組

「みどり認定を受けるには？」

みどりの食料システム法に基づく支援(農林漁業者向け)

● 主な支援内容

① 設備投資初年度における所得税・法人税の軽減

- みどり投資促進税制(特別償却) ※化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む場合に限りです。

② 日本政策金融公庫等による無利子・低利融資

※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

- 農業改良資金(無利子・償還期限の延長)
- 林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金(無利子・償還期間の延長)
- 畜産経営環境調和推進資金
- 食品流通改善資金(生製提携型・生販提携型)

③ 行政手続のワンストップ化

地域ぐるみの取組(特定環境負荷低減事業活動実施計画)に必要な施設整備等に関する
農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続のワンストップ化

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

● グループ申請が可能です！

- 農協の生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者がまとまって1つの計画を作成し、グループ(団体)として申請し、認定を受けることが可能です。
- グループ申請の場合も、計画に含まれる構成員は税制等の特例を活用することができます。

グループ申請のイメージ

[例1]

栽培暦など、共通の栽培方法に基づき
環境負荷低減を実践している農協の生産部会

生産部会など



化学肥料・化学農薬を削減した栽培暦
等に基づいた一つの計画

[例2]

農業生産過程の全部又は一部について共同で取り
組みながら、構成員のそれぞれが環境負荷低減に
取り組む集落営農組織

集落営農組織など



環境負荷低減に取り組む構成員
それぞれの複数の計画

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定向け税制特例(法人税・所得税)

● みどり投資促進税制

みどり認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却(特別償却)できます。

(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者

青色申告を行う農業者又は農業者の組織する団体で
みどり認定を受けて化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む方

対象設備



対象機械はコチラ

- みどり認定を受けた後、令和4年7月1日から令和8年3月31日までに取得したものであること
 - 次の2点を満たす機械のほか、機械と一体的に整備する建物も対象
 - ✓ 取得価額の合計が100万円以上であること
 - ✓ 農水省HPIに掲載された対象機械であること
- (局所施肥機、除草機、堆肥散布機、色彩選別機、園芸施設の灌水施肥装置など60機種以上)

ポイント

- ① みどり認定を受けた後に機械等を取得する必要があります(タイミングに注意!)
- ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
- ③ 補助金との併用も可能です

お問合せ先

最寄りの都道府県庁

ポイント

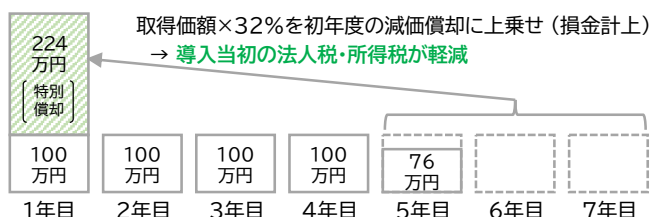
特別償却の活用により、

- ・導入当初の税負担軽減によるキャッシュフローの改善
- ・償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収

などの効果が期待できます

【特別償却のイメージ】

700万円・耐用年数7年の農業機械を導入 ※定額法の場合



<コラム> みどり投資促進税制の活用事例(滋賀県・中道農園)

有機栽培を中心に水稻40haで経営する滋賀県の中道農園では、全国で初めてみどり認定を受けて水稻有機栽培面積の拡大に取り組んでおり、作業の効率化に必要となる水田除草機の導入にみどり投資促進税制を活用しています。

代表の中道さんは、みどり投資促進税制について、「スピード感を持って次の設備投資がしやすい。購入費補助よりも、農家本来の能力が生かせる。」と評価しています。



「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

みどり認定向け融資制度

● 農業改良資金 <公庫農林事業>

環境負荷低減に取り組みながら「収量・品質の向上」や「コスト・労働力の削減」を目指す新たな取組(＝農業改良措置・新作物・新技術の導入、加工事業の開始など)を無利子資金で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた農業者

ポイント

都道府県知事による「貸付資格の認定」と「みどり認定」を同時に受けることが可能です
まずは「みどり認定を受けて農業改良資金を借りたい」ことを各都道府県庁(又は公庫支店)にご相談ください。

使途・支援内容

- 農業改良措置を実施するために必要な資金
(農業経営用施設・機械等の改良・造成・取得、農地等の改良、農産物加工施設の改良・造成・取得など)
- 借入限度額：(個人) 5,000万円、(法人・団体) 1億5,000万円
- 借入金利： 無利子
- 償還期限： 12年以内

【留意点】

- ・公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。
- ・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

● 畜産経営環境調和推進資金 <公庫農林事業>

環境負荷低減に取り組むために、家畜排せつ物を堆肥化するための施設・機械等を整備する取組を、低利資金で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた畜産農業者

ポイント

みどり法に基づく計画を家畜排せつ物法に基づく計画とみなします

まずは「みどり認定を受けて畜産経営環境調和推進資金を借りたい」ことを各都道府県庁(又は公庫支店)にご相談ください。

使途・支援内容

- 処理高度化施設又は共同利用施設に必要な資金
(堆肥舎・自動攪拌機の改良・造成・取得など)
- 借入限度額：負担額の80%又は次のいずれか低い額
(個人) 3,500万円、(法人) 7,000万円 等
- 借入金利： 1.4%(令和6年12月現在)
- 償還期間： 20年以内(一部の使途では15年以内)

【留意点】

- 公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

みどり認定向け融資制度

● 林業・木材産業改善資金

環境負荷低減に取り組みながら「**新たな林業・木材産業部門の経営開始**」や「**林産物の新たな生産・販売方式の導入**」を目指す**新たな取組**(＝林業・木材産業改善措置：生産性の向上に資する高性能林業機械の導入、特用林産物の栽培ハウスや木材チップ生産施設の改良・造成・取得など)を、無利子融資で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた林業者

ポイント

都道府県知事による「貸付資格の認定」と「みどり認定」を同時に受けることが可能です
まずは「みどり認定を受けて林業・木材産業改善資金を借りたい」ことを各都道府県庁にご相談ください。

使途・支援内容

- 林業・木材産業改善措置を実施するために必要な資金
(生産性向上に資する高性能林業機械の導入、特用林産物の栽培ハウスや木材チップ生産施設の改良・造成・取得など)
- 借入限度額： 林業の場合：(個人) 1,500万円、(会社) 3,000万円
(団体) 5,000万円

木材産業の場合：1億円

- 借入金利： 無利子
- 償還期限： 12年以内

【留意点】

- ・審査の結果、御希望に沿えない場合があります。
- ・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

取扱融資機関

最寄りの都道府県庁

● 沿岸漁業改善資金

環境負荷低減に取り組みながら「**近代的な漁業技術の導入**」や「**合理的な漁業生産方式の導入**」を目指す**新たな取組**(＝経営等改善措置：新しい漁具や漁労機器などの導入、漁ろうの安全を図るための施設の改良・造成・取得など)を、無利資金で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた漁業者

ポイント

都道府県知事による「貸付資格の認定」と「みどり認定」を同時に受けることが可能です
まずは「みどり認定を受けて沿岸漁業改善資金を借りたい」ことを各都道府県庁にご相談ください。

使途・支援内容

- 経営等改善措置を実施するために必要な資金
(新しい漁具や漁労機器などの導入、漁ろうの安全を図るための施設の改良・造成・取得など)
- 借入限度額： 5,000万円(漁業種類、経営規模により限度額が異なる)
- 借入金利： 無利子
- 償還期限： 12年以内

【留意点】

- ・審査の結果、御希望に沿えない場合があります。
- ・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

取扱融資機関

最寄りの都道府県庁又は最寄りの漁業協同組合

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定ポイント加算対象

● 強い農業づくり総合支援交付金（うち産地基幹施設等支援タイプ）

化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業の拡大、GHG排出削減の推進などに必要な産地の基幹施設※の整備を**みどりの食料システム戦略推進枠**を設けて支援します。

実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等

主な採択要件

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上
- 面積要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること

ポイント

「環境負荷低減に関する目標」と「収益性の向上に関する目標」を1つずつ設定します

通常は、単収の向上や生産コストの低減といった収益性の向上に関する成果目標を2つ選択しますが、みどり戦略推進枠では、そのうちの1つを「有機農業の取組面積の拡大」や「化石燃料の使用量の削減」など環境負荷低減に関する目標の設定に代えることができます。

- 原則として総事業費が5,000万円以上であること 等

支援内容

1/2以内（国費上限額：20億円 ※施設や事業実施主体等により変更あり）

※ ヒートポンプを導入した低コスト耐候性ハウス、バイオ炭製造施設、農産物処理加工施設など強い農業づくり総合支援交付金の産地収益力の強化で対象となるすべての施設が対象となります。

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部生産振興課等

● 産地生産基盤パワーアップ事業（うち収益性向上タイプ）

生産コストの低減や販売価格の増加などの収益力強化に向けた施設・機械の整備について、化石燃料の使用低減に資する設備等を優先採択する施設園芸エネルギー転換枠を設け、支援します。

実施主体

産地パワーアップ計画に参加する農業者、農業者の組織する団体

事業要件

- 産地パワーアップ計画において、収益性向上に係る成果目標が設定されており、基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること 等

ポイント

目標に沿って成果目標を最大2つまで設定し、配分基準となるポイントを算出します。

イネなどの一部の作物については、みどり認定に関する目標設定も可能です。

化石燃料の使用低減に役立つヒートポンプなどの導入については施設エネルギー転換枠にエントリーできます。

※産地パワーアップ計画に、以下の目標を設定するなどの要件があります

- ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大② 燃油使用量の15%以上の低減

支援内容

1/2以内（国費上限額：20億円 ※施設や事業実施主体等により変更あり）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部生産振興課等

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

● ①農地利用効率化等支援交付金 ②担い手確保・経営強化支援事業

みどり認定優先枠

みどりの食料システム戦略を踏まえた環境に配慮した営農に必要な農業用機械・施設の導入について、①ではグリーン化優先、②ではみどり農業推進優先枠を設けて支援します。

対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた者(事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む)

主な採択要件

- 融資を活用して農業用機械・施設の導入を行うこと
- 成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること 等

ポイント

みどり認定を受けて、化学肥料・農薬の使用削減やGHG削減に取り組む方を対象とする優先枠があります

支援内容

補助率： ①事業費の3/10以内、②事業費の1/2以内
配分上限額：①個人・法人問わず 1経営体当たり300万円 等
(必要な要件を満たす場合は600万円)
②法人：3,000万円、法人以外：1,500万円 等

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局経営・事業支援部経営支援課等

新規就農者育成総合対策のうち

● 経営発展支援事業

みどり認定ポイント加算対象

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が補助します。

対象者

認定新規就農者

主な採択要件

- 独立・自営就農時の年齢が、49歳以下であること
- 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 本人負担分について、交付対象者が金融機関から融資を受けること 等

ポイント

経営開始資金(年間最大150万円×最長3年間)も併用することが可能です。
親元就農の場合も活用可能です。

支援内容

補助率：都道府県が支援する額の2倍 (国費上限1/2以内)
補助対象事業費上限：1,000万円(経営開始資金の交付対象者は500万円)
(機械・施設等の取得、改良又はリース、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植など)〈例〉国1/2、県1/4、本人1/4

お問合せ先

最寄りの市町村

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定ポイント加算対象

● 畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業)

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な家畜排せつ物の処理施設や機械の導入等を支援します。

実施主体

畜産クラスター協議会(畜産を営む者、地方公共団体、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会)

ポイント

- ① 畜産クラスター計画の評価に当たり、みどり認定ポイント加算に加えて、認定事業者が堆肥の高品質化・ペレット化等を行う場合の加算があります。
- ② 施設整備事業に係る事業計画の評価に当たってもみどり認定ポイント加算があります。

支援内容

- 施設整備事業・機械導入事業(1/2以内)
(家畜排せつ物処理施設、ペレタイザー、マニユアスプレッダーなど)

お問合せ先

農林水産省畜産局企画課(☎ 03-3501-1083)

● 国内肥料資源利用拡大対策事業(再掲)

みどり認定ポイント加算対象

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を受けにくい生産体制づくりを支援します。

実施主体

農業者の組織する団体、肥料製造事業者、肥料原料供給事業者など

主な採択要件

- 原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携を位置付けた「連携計画」を作成すること 等

支援内容

- 堆肥化処理施設、ペレット化施設等の整備(1/2以内)
- 肥料散布や土壌分析に必要な機械の導入(1/2以内)
- 肥料の成分分析・効果検証(定額)

ポイント

原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者がそれぞれ事業を活用することが可能です。また、施設整備のみならず、散布に必要な機械導入や栽培実証等、国内資源由来肥料の利用拡大に向け必要な取組を支援します。

お問合せ先

最寄りの各地方農政局生産部環境・技術課及び畜産課等 又は
農林水産省 農産局農産政策部技術普及課 (☎ 03-6744-2107)
農林水産省 農産局農産政策部農業環境対策課 (☎ 03-3593-6495)
農林水産省 畜産局畜産振興課 (☎ 03-6744-7189)

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

● 林業・木材産業循環成長対策交付金

みどり認定ポイント加算対象

林業・木材産業の生産基盤強化に向けて、高性能林業機械等の導入、木質バイオマス利用促進施設・特用林産振興施設・コンテナ苗生産基盤施設の整備等を支援します。

実施主体 林業経営体、民間団体等

ポイント

- ・都道府県が作成する5年間の取組方針に従い、林業・木材産業の生産基盤強化に向けた川上から川下までの総合的な取組を支援します。
- ・みどり認定を受け又はその申請をしている場合にポイント加算があります。

支援内容

- 高性能林業機械等整備(1/3以内等)
- 木質バイオマス利用促進施設の整備(1/2以内等)
- 特用林産振興施設等の整備(1/2以内)
- コンテナ苗生産基盤施設等の整備(1/2以内)

お問合せ先 農林水産省林野庁計画課(☎ 03-6744-2082)

NEW

● 漁業構造改革総合対策事業

みどり認定ポイント加算対象

カーボンニュートラル、みどりの食料システム戦略の実現を目指しつつ、我が国の漁業・養殖業を収益性の高い構造へ改革するため、多目的漁船の導入等による新たな操業・生産体制への転換、マーケットイン型養殖業等の実証の取組を支援します

実施主体 漁業協同組合、養殖経営体など

主な採択要件

- 収益性の向上を図る改革計画を策定し、中央協議会による審査・認定を受けること等

支援内容

- (漁船漁業の場合)用船料等相当額(1/3以内等)
- (養殖の場合)資材・機材の導入費等(1/2以内等)

ポイント

- ・新たな操業・生産体制への転換等を促進するため、認定された改革計画に基づく高性能漁船や大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上を支援します。
- ・みどり認定を受けている又は受ける見込みがある場合にポイント加算があります。

お問合せ先 水産庁研究指導課(☎ 03-6744-0210)

「生産・流通体系の転換に関する支援が知りたい」

グローバル産地づくり推進事業のうち

特定区域ポイント加算対象

● 大規模規模輸出産地モデル形成等支援事業

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

実施主体

①都道府県または②都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

主な採択要件

- 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化すること
- 海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産・流通体系への転換の取組を推進する事業実施計画となっていること

支援内容

- 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費(定額)
- 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築に係る経費(定額)

ポイント

- ①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化と、
- ②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築の両方の取組を行うことが必要です。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課(03-6744-7172)

NEW

みどり認定等ポイント加算対象

● 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業

約3割を輸入に依存する加工・業務用野菜について、周年安定供給体制の構築により国産シェアを奪還するため、国産野菜サプライチェーンの連携強化を図るための対策を総合的に支援します。

実施主体

民間団体等

支援内容

- ① サプライチェーン構築推進事業
複数産地と実需者が連携した国産野菜の強靱なサプライチェーンを構築するため、実需者のニーズに対応した品種の栽培実証、先進地や実需者ニーズ調査、農業機械や予冷・貯蔵庫のリース導入等に係る経費を支援します。

補助率:事業費の1/2以内

- ② サプライチェーン連携強化推進事業
国産野菜のサプライチェーン連携強化のため、複数産地と実需者が連携して行う合理化の取組について、生育予測システムや集出荷システムの導入、システム連携、電子タグ付き大型コンテナのリース導入等の実証経費を支援します。

補助率:定額

ポイント

みどり認定者や基盤確立事業者と連携した取り組み、特定区域における取組について優先採択のためのポイント加算が受けられます。

お問合せ先

- ① 最寄りの都道府県庁
- ② 各地方農政局生産部園芸特産課等

「環境にやさしい農業の実践に向けて、 地域で新たな取組を始めたい」💡

● みどりの食料システム戦略推進交付金

みどり戦略推進交付金は、これから環境負荷低減をはじめようとする地域の取組を都道府県を通じて支援するものです。まずは最寄りの都道府県庁にご相談ください。



取組メニュー

取り組みたい内容に応じて、以下のメニューを選んで活用いただくことができます。

● 環境負荷低減活動定着サポート

みどり認定農業者による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けたサポートチームの体制整備を支援します。主に地方公共団体向けのメニューです。

● グリーンな栽培体系加速化事業 (詳細はP.22参照)

環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術の検証やその定着を図る取組を支援します。

● 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 (詳細はP.22参照)

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点(オーガニックビレッジ)の創出を支援するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備を支援します。

● 有機転換推進事業 (詳細はP.25参照)

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など、有機農業の生産開始にあたって必要な経費を支援します。

● SDGs対応型施設園芸確立 (詳細はP.23参照)

持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGsに対応した環境負荷軽減と収益性向上を両立する施設園芸モデルの確立に向けた技術の検証等の取組を支援します。

● みどりの事業活動を支える体制整備 (詳細はP.5、P.25、P.30参照)

みどり法の特定認定等を受けた生産者やその取組を支える事業者が行う機械・施設導入等を支援します。

● バイオマスの地産地消 (詳細はP.5参照)

エネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラントの導入や副産物であるバイオ液肥の利用促進に向けた取組等を支援します。

● 地域循環型エネルギーシステム構築 (詳細はP.23参照)

地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため、再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び未利用資源や資源作物のエネルギー利用を促進する取組を支援します。

「産地に適した環境負荷低減の技術を導入したい」 「地域ぐるみで有機農業の産地づくりを進めたい」

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● グリーンな栽培体系加速化事業

みどり認定ポイント加算対象

「環境にやさしい栽培技術※」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、各産地に適した技術の検証とその定着を図る取組を支援します。

※化学農薬・肥料の使用量の低減、有機農業の拡大、温室効果ガスの削減に資する技術

実施主体

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

※農業者に加えて、都道府県(普及組織)又は農業協同組合(営農指導事業担当)が事業に参加すること

主な採択要件

以下の2点のうち、いずれか一方を満たしていること。

■ 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証すること

■ 複数の産地が連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること

※詳細は農林水産省HP(右下二次元コード参照)に掲載されている事業説明資料の15～17ページをご参照ください。

ポイント

① 効果やコストが気になって導入をためらっている技術があれば、ぜひ本事業を活用ください！

本格的な導入の前に技術検証に取り組むことで、不安を払拭して導入を進めることができます。

検証の結果、産地への導入が難しいとなった場合でも、要因分析をすれば技術検証等の費用は助成対象となります。

② 検証に必要なスマート農業機械等の導入費も助成対象となります(1/2以内)

支援内容

① 環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する先端技術等の検証

② ①に必要なスマート農業機械等の導入

③ ①と併せて行う環境に配慮して生産した農産物への消費者の理解醸成

交付単価 ①、②：定額(交付上限：1地区当たり300万円又は360万円※(うち②は30万円))、③：1/2以内(交付上限：1地区当たり1,000万円)

※有機農業又は複数の環境負荷低減の検証に取り組む場合は360万円

※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は、交付上限額を100万円引上げ

詳しくはコチラ



お問合せ先

最寄りの都道府県庁(普及センター等) 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

みどり認定ポイント加算対象※

※ みどりに基づく認定の他、有機農業に関する栽培管理協定を締結している場合等に加算

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点(オーガニックビレッジ)の創出を支援(①)するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備を支援(②)します。

実施主体

①市町村、協議会(市町村を含む)

②協議会(都道府県を含む)等

事業要件

①について、

■ 地域における有機農業の取組方針等を定めた有機農業実施計画の策定及び、その実現に向けた取組の実施

■ みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定に向けた取組を行うこと 等

ポイント 市町村が中心となって、生産から消費までの一貫した取組や目標について計画を作成しましょう！

地域の関係者で検討会を実施し、有機農産物の生産、流通・加工、消費等の各段階における

具体的な取組内容や目標、推進体制をとりまとめた有機農業実施計画を策定することにより、気運を醸成しましょう。

②について、

■ 域内の代表的な有機栽培体系1つ以上について、経営指標を作成のうえ、域内各地域に適用可能な経営・技術指導マニュアルを作成すること 等

支援内容

定額 (①について、機械のリース導入は1/2以内)

お問合せ先

①最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

②最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

詳しくはコチラ



「施設園芸の省エネ化や再エネの活用に取り組みたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● SDGs対応型施設園芸確立

みどり認定ポイント加算対象

地域の気象条件や栽培管理方法等を踏まえ、環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸の重点支援モデルを確立するための栽培実証や産地内への普及の取組を支援します。

実施主体 協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

事業要件

- 協議会の場合は、都道府県が参画すること
- 重点支援モデルを策定すること

ポイント

効果やコストが気になっていて、化石燃料のみに依存しない加温技術の導入をためらっている産地向け！

化石燃料のみに依存しない加温技術を試してみたいけど、単収低下、経営コストの増加等が心配という産地(方)は、都道府県と連携することで気になる加温技術を試してみることが可能です。

支援内容

地域に適した重点支援モデルを確立するための栽培・経営実証、温泉熱等の地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成、経営指標やマニュアル作成・情報発信の取組を支援します。

お問合せ先

交付単価：定額（栽培・経営実証のうち一部は1/2以内）
最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部園芸特産課※
※九州農政局においては、生産技術環境課

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 地域循環型エネルギーシステム構築

みどり認定ポイント加算対象

地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物や未利用資源のエネルギー利用を推進します。

対象者

- ① 営農型太陽光発電のモデル的取組支援：協議会等
- ② 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援：民間団体等
- ③ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援：協議会等

事業要件

- ① の協議会については、「農業者」「発電事業者」「都道府県・市町村・農業委員会若しくは地域の農業者が組織する団体」を構成員とすることが必要です。

ポイント

発電した電気を地域で利用するモデルを検討しましょう！

本事業により導入した発電設備を用いて発電した電気に関して、再エネ特措法に基づく買取制度(FIT)や補助(FIP)による売電はできません。原則として、発電した電気は協議会内で利用いただきます。

支援内容

- ① 営農型太陽光発電のモデル的取組支援
地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。
交付単価：定額（設備に係る経費は1/2以内）
- ② 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援
未利用資源や資源作物のエネルギー利用を促進する取組を支援します。
交付単価：定額
- ③ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援
農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。
交付単価：定額、1/2

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

「環境にやさしい農業への直接支払いについて知りたい」



● 環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

実施主体

農業者の組織する団体※1、一定の条件※2を満たす農業者等

- ※1 同一団体内に2名以上の環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組む農業者が必要です。
- ※2 一定の条件とは以下の通りです。
 - 単独で事業を実施する農業者（個人・法人）は
 - ・集落の耕地面積の一定割合以上の農地で、支援対象活動を行う場合
 - ・複数の農業者で構成される法人（農協除く）
 - のいずれかに該当し、市町村が特に認める場合

主な採択要件

- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に関する活動等）に取り組むこと

ポイント

支援を受けるには、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組が必要です！

化学肥料・化学合成農薬の低減については地域の慣行レベルと比較して5割以上であることが条件です。
化学肥料・化学合成農薬の低減だけでは支援は受けられませんのでご注意ください。

詳しくはコチラ



支援内容

○ 支援対象となる取組

■ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

有機農業※、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、炭の投入、

※国際水準で実施する移行期の取組（ただし、有機JAS認証取得は問わない）

■ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

※全国共通取組や多面的機能支払で支援対象となっていない取組が対象

■ 取組拡大加算

農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動

！ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

○ 交付単価

全国共通取組		交付単価（/10a）
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
	土壌診断に加え、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合、2,000円加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
堆肥の施用注1)		3,600円
緑肥の施用注1)		5,000円
総合防除注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000円
	そば等雑穀、飼料作物	2,000円
	炭の投入	5,000円

注1）主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン削減対策をセットで実施

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

取組拡大加算

交付単価 4,000円/10a（新規取組面積当たり）

<コラム> 制度の見直しについて

「環境保全型農業直接支払交付金」は、令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 都道府県庁、各地方農政局生産部環境・技術課等

「環境にやさしい農業を行う経営体への 支援について知りたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定が要件※

● 有機転換推進事業

※ みどり法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることが要件

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産開始にあたり必要な経費を支援します。

対象者

有機農業に取り組む新規就農者
又は 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者

事業要件

- みどり認定を受けている又は成果目標年度までに受ける予定であること
- 営農の一部又は全部で将来的に国際水準の有機農業に取り組む予定であること
- 販売を目的としていること

ポイント

- ① 事業実施の2年後を目標に、有機農業に取り組む面積を拡大(又は維持)しましょう
- ② すでに有機農業に取り組んでいる場合、同一品目での規模拡大は対象になりません

支援内容

有機種苗の購入、土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備に必要な経費を支援します。(交付単価：10aあたり2万円以内)

○対象農地 慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 都道府県庁、各地方農政局生産部環境・技術課等

みどり認定が要件※

● みどりの事業活動を支える体制整備

※ みどり法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることが要件

特定環境負荷低減事業活動の認定を受けた、又は「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業※」によりデータの計測・提供を行なうみどり認定者について、除草機や堆肥舎の整備などの取組を支援します。

実施主体

- 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者
- 「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業※」によりデータの計測・提供を行なうみどり認定者

主な採択要件

- 環境負荷低減事業活動の実施に必要な機械・設備投資であること

ポイント

個社、個人単位でも活用可能です！

支援内容

- 環境負荷低減事業活動を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(除草機、堆肥舎など)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

※ 環境と調和した農業への転換推進事業(委託事業)

環境と調和した農業を主流化するための新たな制度の設計に必要な各取組の環境負荷低減効果や生産・経営面に係る導入リスク、コスト等の各データを、みどり認定を受けた農業者等から収集し、分析等を実施します。

「環境負荷軽減に取り組む酪農・肉用牛経営体 への支援について知りたい」



NEW

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援のうち

● 有機飼料の生産支援

※
みどり認定が要件

※ みどり法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることが要件

酪農・肉用牛経営体が取り組む**有機飼料生産**を支援します。

対象者

酪農・肉用牛経営体で構成される地域協議会・生産者団体

事業要件

- 酪農・肉用牛経営者は、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上の飼料作付面積を有すること
- 酪農経営者は生乳を出荷、肉用牛経営者は牛を出荷していること
- みどり認定を受けていること 等

支援内容

酪農・肉用牛経営者等が取り組む飼料の有機栽培を支援
(1) 青刈りとうもろこし等 45,000円/ha以内※
(2) 牧草 15,000円/ha以内※
※ 作付面積の拡大に伴う効率化を考慮した係数を乗じて交付

ポイント

みどり認定者による取組を支援します。

お問合せ先

最寄りの各地方農政局生産部畜産課等

NEW

畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち

● 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進

※
みどり認定ポイント加算対象

肉用牛生産における**肥育期間の短縮、出荷時期の早期化**に向けた実証や、**早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組**を支援します。

対象者

繁殖農家・肥育農家・食肉流通業者からなるコンソーシアム、民間団体等

事業要件

- 肉用牛生産における生産コストの削減や環境負荷の低減に資する、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化を推進するため、以下に取り組むこと。
- ① 意欲ある生産者団体による先行地調査、実証等の取組
 - ② 早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組

ポイント

肉用牛の肥育期間の短縮はGHGの削減に資するため、みどり認定が受けられます。
みどり認定者または基盤認定事業者による取組を優先して支援します。

支援内容

定額(※実証については、頭数に応じて奨励金を交付)

お問合せ先

最寄りの各地方農政局生産部畜産課等

「J-クレジット制度について知りたい・活用してみたい」

● 農業分野におけるJ-クレジット制度の活用

J-クレジット制度は、CO₂等の排出削減量・吸収量を国が認証し、取引を可能とする制度です。農業者は、クレジットの販売収入が期待できます。

対象となる取組例

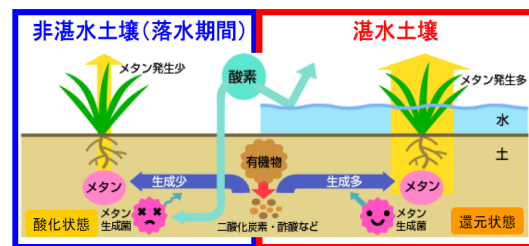
- 水稲の中干し期間の延長
- バイオ炭の農地施用
- アミノ酸バランス改善飼料の給餌
- 家畜排せつ物管理方法の変更
- 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
- 省エネ設備(ヒートポンプ、空調設備等)の導入 など

(イメージ)



水稲の中干し期間延長によるメタンの削減

- ・ 水田から発生するメタンは、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成されます。
- ・ 中干し期間を、直近2か年の実施日数より7日間以上延長(排水期間を長くする)することで、メタン生成菌の働きを抑え、メタン発生量を3割削減できます。



(図の出典：農研機構)

ポイント

まずは、どのような取組がJ-クレジット制度の対象になっているか、確認してみましょう！
何に取り組むか決まったら、次のステップへ！

制度活用の流れ



クレジットが
売買可能に！

詳しくはコチラ



- 個別の削減活動を、**取りまとめて一括で申請できる「プログラム型」**の活用が効果的です。自治体やJA、地域の協議会等で参加をご検討ください。
- 既存の取りまとめ事業者のプロジェクトに参加することも可能です。

支援策

- 中干し期間の延長やバイオ炭の農地施用による生育への影響確認には、**みどりの食料システム戦略推進交付金(グリーンな栽培体系加速化事業)**が活用可能です。
- プロジェクト計画書の作成支援や審査費用に関する支援の仕組みがあります。

お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2473)

「基盤確立事業の認定を受けるには？」💡

みどりの食料システム法に基づく支援（需要の開拓・流通の合理化）

- みどりの食料システム法では、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等を用いて行う新商品の開発・生産や需要の開拓、当該農林水産物等の流通の合理化に向けた取組を「**基盤確立事業**」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 基盤確立事業に取り組む事業者の方は、その**事業計画（基盤確立事業実施計画）**を作成し、**国（主務大臣）の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組・認定要件

- 本制度は、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物が再生産可能な価格で十分な量が流通され、付加価値の向上が図られることで、農林漁業者が**持続的に環境負荷低減に取り組める環境を整備**することを目指すものです。
- 認定の対象となる基盤確立事業の内容は、**法に基づく国の基本方針**に定めています。

取組類型	取組内容
環境負荷低減農林水産物等を用いて行う 新商品の開発、生産又は需要の開拓	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物を活用した新商品の開発、製造又は当該新商品の販路の拡大を行う事業
環境負荷低減農林水産物等の 流通の合理化	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物について、荷捌き業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化、又は品質管理若しくは販売情報管理の高度化等、既に用いている流通の方式を改善し又は新たな流通の方式を導入する事業

主な認定要件

以下の要件に加え、「事業効果が広域的に波及するか」「事業内容に一定の先進性があるか」などの観点から審査を行います。

- 有機農産物や特別栽培農産物などの環境負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物を取り扱う取組であること
- 当該農林水産物を新たに取り扱う、又は従来よりも取引量を増加させるものであること
- 農林水産物の安定調達に向けた農林漁業者との取引関係を構築するものであること

「基盤確立事業の認定を受けるには？」

みどりの食料システム法に基づく支援（需要の開拓・流通の合理化）

● 主な支援内容

① 日本政策金融公庫等による低利融資 ※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

みどり法に基づく計画を、食品等流通法の食品等流通合理化計画とみなして認定を受けることで、事業の実施に必要な食品等の製造施設、流通施設等を整備する場合に日本政策金融公庫の食品流通改善資金の貸付を受けられます。

② その他の支援措置

■ 行政手続のワンストップ化

事業実施に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続を、計画認定申請と同時に行うことができます。

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

認定申請は随時受け付けています。認定をお考えの事業者の方は、取り組もうとしている事業内容が要件に合致するか等について、まずは農林水産省に事前相談をお願いします。

事前相談はコチラまで

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ
midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp ☎03-6744-7186

● 食品流通改善資金 <公庫農林事業>

有機農産物などの環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等の流通の合理化のために必要となる食品等の製造施設、流通施設等の整備を低利資金で支援します。

対象者

基盤確立事業実施計画の認定を受けた食品等製造業者、食品等販売業者等
※中小企業者に限ります。

使途・支援内容

■ 食品等の製造施設、流通施設等の取得等に必要な資金
(集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設等の改良・造成・取得など)

ポイント

農林漁業者と連携して行う取組が支援の対象となります

資金をご利用いただくためには、「農林水産物等の取引量が5年以内に概ね2割以上増加する」「取引関係が5年以上継続する」などの要件があります。まずは最寄りの公庫支店にご相談ください！

- 借入限度額：負担額の80%
- 借入金利：0.85%～1.75%(令和6年12月現在)
- 償還期限：25年以内

取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

【留意点】公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

「有機農産物等の加工・流通施設の整備に活用できる 支援措置について知りたい」



農山漁村振興交付金のうち

● 地域資源活用価値創出対策

みどり認定ポイント加算対象

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

実施主体

民間事業者等(農林漁業者、その団体と連携して取り組む中小企業者など)

使途・支援内容

- ① 地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)(3/10以内等、原則1億円以内)
(農林水産物処理加工施設、販売施設等の整備)
- ② 地域資源活用・地域連携推進支援事業(1/2以内等、500万円以内)
(農林水産物を活用した新商品開発・販路開拓の取組など)

主な採択要件

- ①は(1)~(3)のいずれかに基づく整備事業計画が必要
(1)六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
(2)農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
(3)都道府県又は市町村が策定する戦略

- ②は事業実施主体要件、地域要件を満たすこと
(事業実施主体に農林漁業者を必ず含む、農山漁村で行う取組であることなど) 等

ポイント

- ①は制度資金の融資等(スーパーL資金など)を活用して資金調達を行う必要があります
- ②は耐用年数3年以内の施設整備も支援可能です

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局都市農村交流課等

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● みどりの事業活動を支える体制整備(再掲)

基盤認定が要件

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者による、有機農産物等の流通の合理化や新商品の開発、生産又は需要の開拓に必要な機械・施設の整備などを支援します。

実施主体

民間事業者等(食品流通業者、JAなど)

主な採択要件

- 県域等を越えて効果が波及する等広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及度合に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な設備投資であること

ポイント

個社単位も活用可能です！

まだ「基盤確立事業実施計画の認定」を受けてなくても応募できます！

予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。まずは都道府県の交付金窓口にご相談ください

支援内容

- 基盤確立事業を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(小規模物流拠点施設、食品加工工場の整備・補改修など)
- 基盤確立事業を実施するために必要なソフト支援(定額)
(共同発送などの流通体制の構築や新商品の改良に向けた調査など)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

「流通施設の整備に関する支援が知りたい」



グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

みどり認定ポイント加算対象

● 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業

輸出先国の規制・条件に対応した施設・機器の整備とHACCP等の施設認定・認証取得を一体的に支援します。

実施主体

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者など

主な採択要件

- 輸出向けHACCP等の認定・認証を取得すること

支援内容

- 1/2以内(上限:5億円、下限:250万円)
(施設の新設・増築(掛かり増し部分)、改修、HACCPの教育など)

ポイント

施設等の整備と一体的に行い、その効果を一層高めるために必要なコンサルティング等の実施も対象になります。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課 (03-6744-2375) 又は
各地方農政局経営・事業支援部 輸出促進課 等

NEW

みどり認定等ポイント加算対象

● 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等を支援します。

また、食品企業による広域的な産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

実施主体

都道府県、民間団体等、食品事業者

支援内容

- 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築(定額)
専門家派遣のほか、広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等を通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組を支援
- 地域型食品企業等連携促進事業(定額1/2以内)
 - ① 都道府県が、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、食品企業と農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等を支援
 - ② 地域の食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組を支援

ポイント

みどり認定者や基盤確立事業者と連携した取り組みについて、優先採択のためのポイント加算が受けられます。

- テーマ型食品企業等連携促進事業(1/2以内)
自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援

お問合せ先

農林水産新事業・食品産業部 企画グループ(03-6744-2063)
食品製造課(03-6744-2089)

「生産・流通体系の転換に関する支援が知りたい」



グローバル産地づくり推進事業のうち

特定区域ポイント加算対象

大規模輸出産地モデル形成等支援事業（再掲）

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

実施主体

①都道府県または②都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

主な採択要件

- 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化すること
- 海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産・流通体系への転換の取組を推進する事業実施計画となっていること

支援内容

- 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費（定額）
- 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築に係る経費（定額）

ポイント

- ①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化と、
- ②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築の両方の取組を行うことが必要です。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課（03-6744-7172）

NEW

みどり認定等ポイント加算対象

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（再掲）

約3割を輸入に依存する加工・業務用野菜について、周年安定供給体制の構築により国産シェアを奪還するため、国産野菜サプライチェーンの連携強化を図るための対策を総合的に支援します。

実施主体

民間団体等

支援内容

- ① サプライチェーン構築推進事業
複数産地と実需者が連携した国産野菜の強靱なサプライチェーンを構築するため、実需者のニーズに対応した品種の栽培実証、先進地や実需者ニーズ調査、農業機械や予冷・貯蔵庫のリース導入等に係る経費を支援します。
補助率：事業費の1/2以内
- ② サプライチェーン連携強化推進事業
国産野菜のサプライチェーン連携強化のため、複数産地と実需者が連携して行う合理化の取組について、生育予測システムや集出荷システムの導入、システム連携、電子タグ付き大型コンテナのリース導入等の実証経費を支援します。
補助率：定額

ポイント

みどり認定者や基盤確立事業者と連携した取り組み、特定区域における取組について優先採択のためのポイント加算が受けられます。

お問合せ先

- ① 最寄りの都道府県庁
- ② 各地方農政局生産部園芸特産課等

「有機農産物等の加工・流通の取組に活用できる支援措置 について知りたい」



酒類事業者向け予算

● 酒類業振興支援事業費補助金

認定事業者ポイント加算対象

酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援します。

実施主体

酒類事業者又は酒類事業者を少なくとも1者以上含むグループ

支援内容

■ 酒類業振興支援事業費補助金(海外展開支援枠)

- (1) 酒類事業者による海外販路拡大、商品等の高付加価値化、インバウンドによる海外需要の開拓等の取組
- (2) リソース不足に対応するため上記取組について、複数(3者以上)の酒類事業者が集まって推進する取組

補助率:補助対象経費の1/2

補助金額:1件当たり 1,000万円上限、50万円下限

ただし、複数(3者以上)の酒類事業者が集まって取組を推進する場合の上限額は、1,200万円(3者)、1,300万円(4者)、1,400万円(5者)、1,500万円(6者以上)

■ 酒類業振興支援事業費補助金(新市場開拓支援枠)

- (1) 商品の差別化による新たなニーズの獲得
- (2) 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
- (3) ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化

補助率:補助対象経費の1/2又は2/3(従業員数が20人以下(卸・小売業は5人以下)の小規模酒類事業者)

補助金額:1件当たり 500万円上限、50万円下限

※ 給与支給の増加計画を達成できない等の場合において、補助金額の一部を返還

ポイント

有機米を活用した日本酒等の国内外の普及拡大に当たり、必要となる機械の導入や販促費などさまざまな取組に活用できます。

お問合せ先

国内における主たる事業実施場所を所轄する国税局又は沖縄国税事務所

「農産物の環境負荷低減の取組を発信したい」



生産者・小売事業者の皆さん、温室効果ガス削減貢献や生物多様性保全の取組を、星の数で分かりやすく消費者に伝える、**環境負荷低減の取組の「見える化」**にぜひ取り組んでみませんか。

● 環境負荷低減の取組の「見える化」とは

- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用量、バイオ炭や堆肥の施用量、水管理(水田)などの、生産者の栽培情報を用いて、温室効果ガス削減や生物多様性保全の努力を評価し、貢献度に応じて星の数で分かりやすく表示。



見る & 選べる
見える化

温室効果ガス削減の取組

- ・化学農薬、化学肥料の低減
- ・化石燃料の削減
- ・バイオ炭や堆肥の施用 等



削減貢献率 5 %以上: ★
// 10%以上: ★★
// 20%以上: ★★★

- 地域の慣行的な栽培と比較した温室効果ガス排出量の削減貢献率を算定し、等級を確定

生物多様性保全の取組

- ・化学農薬、化学肥料の低減
- ・冬期湛水
- ・魚の保護 等



取組の得点1点 : ★
// 2点 : ★★
// 3点以上: ★★★

- 温室効果ガス削減に加え、生物多様性の保全の取組の得点に応じて評価し、等級を確定

※生物多様性保全の評価は、米に限る

● 「見える化」に取り組むには

算定シート入手

栽培データ等の
入力

農林水産省
への報告

ラベル表示

まずはホームページ
からご登録下さい。



お持ちの生産記録で
簡単に算定できます。

算定結果をご報告下さい。商品やチラシなどにぜひ
登録番号を付与します。 ラベル表示して下さい。

● 対象品目

栽培方法	対象品目
露地栽培のみ	米、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶
施設栽培のみ	ミニトマト、イチゴ
両栽培方法とも対象	トマト、キュウリ、なす、温州みかん、ぶどう

～令和6年3月の本格運用開始以降、全国の多様な店舗等で表示～



見える化について
詳しくはコチラ



お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2016)
または、最寄りの地方農政局や県拠点までお問合せください。

「農産物の学校給食への活用や食育を進めたい」



● 学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究

学校給食における有機農産物等の使用促進や、有機農産物等の使用を通じた児童生徒の食育推進に係る先進事例を創出するための調査研究を行います。

実施主体

教育委員会(市町村等)

採択要件

学校給食における有機農産物等の使用促進や、有機農産物等の使用を通じた児童生徒の食育推進について効果的な研究を実施すること。

支援内容

- コーディネーター等の配置に必要な経費
(学校側や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを行うコーディネーターや、食の指導に係る助言者の配置に必要な経費)
- 協議会の開催や事例普及等に必要な経費
(関係者による協議会や、事例発表会などの開催に必要な経費)
- 効果的な農業体験等に必要な経費
(効果的な農業体験の導入のための会議開催、調整のための人材の雇用に必要な経費)
- 調査研究に必要な消耗品等に係る経費
(食材の一次加工等の雑役務費、効率的に有機農産物等を活用するための器具の購入等)

ポイント

- ・ 有機農産物等を通じた児童生徒の食育推進に力を入れている市町村等へ委託いたします。学校給食における有機農産物等の使用促進やそれらを活用した食育推進のために必要な様々な経費を負担することが可能です。
- ・ 直接的市町村等に委託する調査研究です。申請を御検討の際は、文部科学省までご相談ください。

お問合せ先

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 学校給食・食育係
(03-5253-4111)

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定ポイント加算対象※

● 有機農業拠点創出・拡大加速化事業(再掲)

※ みどり法に基づく認定の他、有機農業に関する栽培管理協定を締結している場合等に加算

有機農産物の学校給食等での利用など、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点(オーガニックビレッジ)の創出を支援(①)するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備を支援(②)します。

実施主体

- ①市町村、協議会(市町村を含む)
- ②協議会(都道府県を含む)等

事業要件

- ①について、
 - 地域における有機農業の取組方針等を定めた有機農業実施計画の策定及び、その実現に向けた取組の実施
 - みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定に向けた取組を行うこと 等

ポイント

市町村が中心となって、生産から消費までの一貫した取組や目標について計画を作成しましょう！

地域の関係者で検討会を実施し、有機農産物の生産・流通・加工、消費等の各段階における具体的な取組内容や目標、推進体制をとりまとめた有機農業実施計画を策定することにより、気運を醸成しましょう。

- ②について、
 - 域内の代表的な有機栽培体系1つ以上について、経営指標を作成のうえ、域内各地域に適用可能な経営・技術指導マニュアルを作成すること 等

支援内容

定額 (①について、機械のリース導入は1/2以内)

お問合せ先

- ①最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等
- ②最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

詳しくはコチラ



「環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けた食育の取組を進めたい」 「新たな食品ビジネスを始めたい」



NEW 消費・安全対策交付金のうち

● 地域での食育の推進

環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けた食育の取組など、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進します。

実施主体

都道府県、市町村、民間団体等

ポイント

環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組について事業採択時のポイント加算が受けられます。

支援内容

環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等を支援（1/2以内）

お問合せ先

消費・安全局消費者行政・食育課（03-6744-1971）

NEW

みどり認定等ポイント加算対象

● 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業（再掲）

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等を支援します。

また、食品企業による広域的な産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

実施主体

都道府県、民間団体等、食品事業者

支援内容

- 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築（定額）
専門家派遣のほか、広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等を通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組を支援
- 地域型食品企業等連携促進事業（定額1/2以内）
 - ① 都道府県が、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、食品企業と農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等を支援
 - ② 地域の食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組を支援

ポイント

みどり認定者や基盤確立事業者と連携した取り組み、特定区域における取組について優先採択のためのポイント加算が受けられます。

- テーマ型食品企業等連携促進事業（1/2以内）
自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援

お問合せ先

農林水産新事業・食品産業部 企画グループ（03-6744-2063）
食品製造課（03-6744-2089）

みどりの食料システム法の認定等に対する 主な国庫補助事業等における優遇措置の実施状況

※ 記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減の取組を支援するため、以下の項目について、主な国庫補助事業等において採択審査時の加点などの優遇措置を実施しています。

- 環境負荷低減事業活動実施計画(又は特定環境負荷低減事業活動実施計画)の認定(みどり認定)
- 基盤確立事業実施計画の認定(基盤認定)
- 都道府県・市町村が作成する基本計画に設定された特定区域(モデル地区)での取組

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
みどりの食料システム戦略推進交付金 【R6補正・R7当初】	●	●	●	採択ポイント67点のうち最大20～23点を加算 【各メニュー共通項目】 ■ 事業実施地域が特定区域の全部又は一部を含む場合、5点を加算 ■ 事業に参加する者のうち、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合(令和7年度の認定見込みも含む)、5点を加算 【環境負荷低減活動定着サポート】 ■ みどり認定者数の目標についてを基本計画に規定している場合、3点を加算等 【有機農業拠点創出・拡大加速化事業】 ■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が過半数の場合は3点、全員の場合は5点を加算 ■ 事業に参加する者のうち、基盤認定を受けている場合(令和7年度の認定見込みも含む)、5点を加算 ※このほか、有機栽培管理協定の締結に対して5点を加算 【有機転換推進事業】 ■ みどり認定が事業要件 【SDGs対応型施設園芸確立、地域循環型エネルギーシステム構築、バイオマス地産地消】 ■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が1名以上含まれる場合は3点、過半数の場合は5点を加算 ■ 事業に参加する者が、基盤認定を受けている場合(令和7年度の認定見込みも含む)、5点を加算 【グリーンな栽培体系加速化事業】 ■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が1名以上含まれる場合は5点、過半数の場合は7点を加算 ■ 事業に参加する者が、基盤認定を受けている場合(令和7年度の認定見込みも含む)、3点を加算 【みどりの事業活動を支える体制整備】 ■ 事業メニューにより、基盤確立事業の認定又はみどり認定が事業要件

生産から販売までを総合的に支援する事業

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
持続的生産強化対策事業の一部 【R7当初】 （公募事業） ・戦略作物生産拡大支援 ・時代を拓く園芸産地づくり支援 ・果樹農業生産力増強総合対策 ・ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 ・養蜂等振興強化推進 ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進	●	●	—	■ みどり認定を受けている場合は1ポイントを加算できる、又は優先的に採択する（ただし、追加公募には適用しない） ■ 基盤認定を受けている場合は1ポイントを加算できる、又は優先的に採択する（ただし、追加公募には適用しない）
国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業 【R7当初】	●	●	●	以下の <u>いずれか</u> に該当する場合にポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
国産小麦・大豆供給力強化総合対策 【R6補正・R7当初】	●	●	●	【麦・大豆生産技術向上事業】 次の <u>いずれか</u> に該当する場合にポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 【新たな麦流通モデルづくり事業】 ■ 事業実施主体の構成員が基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 【R6補正】	●	●	—	事業実施主体の構成員が、みどり認定、基盤認定 <u>いずれか</u> の認定を受けている又は受ける見込みの場合、ポイントを加算
生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業 【R7当初】	●	—	●	次の <u>いずれか</u> に該当する場合にポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
経営継承・発展等支援事業 【R7当初】	●	—	—	申請時点においてみどり認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見込みがある場合にポイントを加算
集落営農連携促進等事業 【R7当初】	●	—	—	申請時点において、みどり認定を受けている場合にポイントを加算
新規就農者育成総合対策 （うち経営発展支援事業） 【R7当初】	●	—	—	みどり認定を受ける場合、ポイントを加算
グローバル産地づくり推進事業 （うち大規模輸出産地モデル形成等支援事業） 【R6補正・R7当初】	—	—	●	特定区域において、プロジェクトを行う事業計画で要件を満たすものについては、優先的に採択するものとする

※記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

設備投資等を支援する事業

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
強い農業づくり総合支援交付金 【R7当初】	●	●	●	【卸売市場支援タイプ】 次のいずれかに該当する場合に1ポイントを加算 ■ 基盤認定を受けている ■ 特定区域において、みどり認定を受けて生産された農林水産物を取り扱う取組を推進する 【産地基幹施設等支援タイプ】 ■ みどり認定を受けている受益者が5割以上の場合は1ポイント加算、8割以上の場合は2ポイント(低コスト耐候性ハウス等の場合は1ポイント)加算、又は事業実施主体が基盤認定を受けている場合は1ポイント加算できるものとする ■ みどりの食料システム戦略の推進枠について、みどりの食料システム法に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、求められる活動に資する施設整備を行う場合1ポイント加算できるものとする
国内肥料資源利用拡大対策事業 (国内肥料資源活用総合支援事業は、国内肥料資源活用施設総合整備支援、国内肥料資源活用総合推進支援に限る) 【R6補正】	●	●	●	【国内肥料資源活用総合支援事業】 以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和7年度中に特定区域の設定が見込まれる場合、5ポイント加算 ■ 事業実施主体及び構成員でみどり認定若しくは基盤認定を受けている者(令和7年度中の認定見込みも含む)が1名以上含まれる場合は2ポイント、過半数の場合は5ポイントを加算 ■ 事業実施主体が、基盤認定を受けている場合、5ポイント加算 【畜産環境対策総合支援事業】 以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む場合、5ポイント加算 ■ 取組主体が、みどり認定若しくは基盤認定を受けている場合、5ポイントを加算
農山漁村振興交付金 【R7当初】	●	●	●	【(例) 地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)】 次のいずれかに該当する場合にポイントを加算 ■ 環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画に基づいて行う事業である ■ 特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組である
農地利用効率化等支援交付金 【R7当初】	●	—	—	みどり認定を受けた取組であれば、「グリーン化優先枠」に応募可能
担い手確保・経営強化支援事業 【R6補正】	●	—	—	みどり認定を受けた取組に必要な機械を、「みどり農業推進優先枠」の対象機械とする みどり認定を受けている場合、配分基準ポイントとして、1ポイントを加算
新規就農者確保緊急円滑化対策 (うち世代交代・初期投資促進事業) 【R6補正】	●	—	—	みどり認定を受ける場合、ポイントを加算

※記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

設備投資等を支援する事業

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
スマート農業・農業支援サービス事業導入 総合サポート緊急対策事業 (うち農業支援サービスの先進モデル支援、 農業支援サービスの立ち上げ支援) 【R6補正】 スマート農業・農業支援サービス事業導入 総合サポート事業 【R7当初】	—	●	—	以下に該当する場合に、それぞれポイントを加算 ■ サービス実施主体が導入する農業機械が申請 時点でみどり投資促進税制の対象機械に該 当する場合に5ポイント加算 ■ 基盤認定を受けている場合に5ポイント加算
重点対策加速化事業 【R7当初】【環境省】	—	—	●	特定区域に設定された地区において重点対策加 速化事業と連携した取組を行う場合

研究・開発の取組等を支援する事業

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
「知」の集積と活用による イノベーションの創出 (うちオープンイノベーション研究・実用化推進事業) 【R7当初】	●	●	—	基盤認定又はみどり認定を受けた者が、研究グルー プに参画している場合に加点
みどりの食料システム戦略実現技術開発・社 会実装促進事業 【R7当初】	●	●	—	基盤認定又はみどり認定を受けた者が、研究グルー プに参画している場合に加点
戦略的国際共同研究推進事業 【R7当初】	●	●	—	みどり認定又は基盤認定を受けている者(申請中の 者も含む。)が、研究実施機関に含まれている場合 は5ポイント加算
革新的新品種開発加速化緊急対策 (うち政策ニーズに対応した革新的新品種開発) 【R6補正】	●	●	—	みどり認定又は基盤認定を受けている者(申請中の 者も含む。)が、研究実施機関に含まれている場合 はポイント加算
スマート農業技術開発・供給加速化緊急 総合対策 (うちアグリ・スタートアップ創出強化対策) 【R6補正】 「知」の集積と活用による イノベーションの創出 (うちスタートアップへの総合的支援) 【R7当初】	—	●	—	認定を受けた基盤確立事業実施計画に基づき策定 された研究課題である場合に加点

※記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了してい
る事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得
ることご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

流通・販路拡大の取組等を支援する事業

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
地域の持続的な食料システム確立推進支援事業 【R7当初】	●	●	—	次の <u>いずれか</u> に該当する場合にポイントを加算 ■ みどり認定を受けた農林漁業者と連携して取り組む場合 ■ 基盤認定を受けた者と連携して取り組む場合
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 【R6補正・R7当初】	—	●	●	次の <u>いずれか</u> に該当する場合に1ポイントを加算 ■ 基盤認定を受けている ■ 特定区域において、みどり認定を受けて生産された農林水産物を原材料として用いている
食品ロス削減・プラスチック資源循環対策 【R7当初】	—	●	—	【食品ロス削減総合対策事業】 基盤認定を受けている(事業実施年度内の設定見込みも含む)場合、審査において配慮する
酒類業振興支援事業費補助金 【R6補正・R7当初】【国税庁】	—	●	—	事業者等が基盤認定を受けている場合は加算する

畜産農家の取組を支援する事業

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業) 【R6補正】	●	●	—	以下に該当する場合に <u>それぞれ</u> ポイントを加算 【施設整備事業、機械導入事業】 ■ 畜産クラスター協議会の構成員でみどり認定を受けている者が1割以上の場合は3点、3割以上の場合は5点を加算 ■ 畜産クラスター計画において、基盤認定を受けている堆肥センター等が堆肥の高品質化やペレット化に取り組む場合は5点を加算 【施設整備事業】 ■ 施設整備を実施する取組主体が、みどり認定を受けている、又は受ける見込みである場合は5点を加算
畜産生産力・生産体制強化対策事業(うち肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進) 【R7当初】	●	●	—	事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者がみどり認定若しくは基盤認定のいずれかを受けている場合、加算
飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援(うち有機飼料の生産支援) 【R7当初】	●	—	—	みどり認定を受けていることが要件

※記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

林業者の取組を支援する事業

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
林業・木材産業循環成長対策交付金の一部 ・高性能林業機械等整備 ・木質バイオマス利用促進施設の整備 ・特用林産振興施設等の整備 ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備 【R7当初】	●	●	—	みどり認定を受け又はその申請をしている場合にポイント加算 木質バイオマス利用促進施設の整備についてはみどり認定若しくは基盤認定を受け又はその申請をしている場合にポイント加算

漁業者の取組を支援する事業

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
漁業構造改革総合対策事業 【R7当初】	●	—	—	申請時点においてみどり認定を受けている又は事業実施期間中にみどり認定を受ける見込みがある場合にポイント加算

※記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

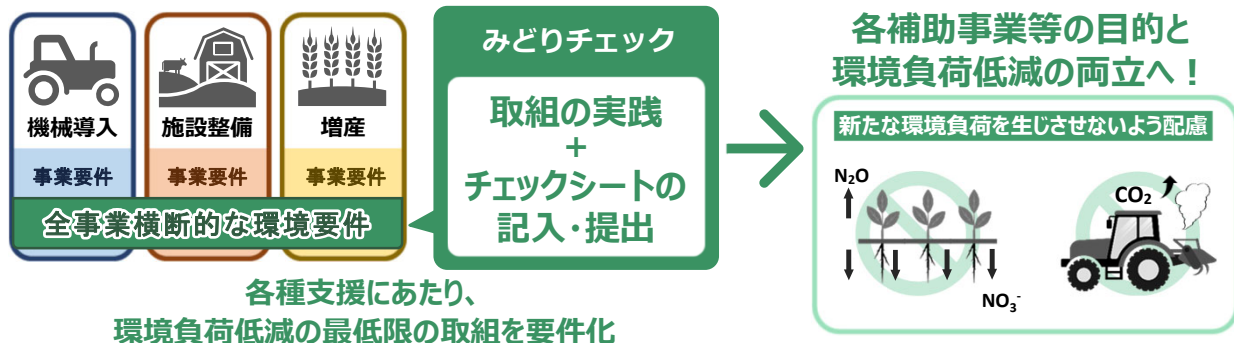
※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

「みどりチェック」に取り組みましょう！

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて）

「みどりチェック」のねらい

「みどりチェック」（環境負荷低減のクロスコンプライアンス）は、**農林水産省の全ての補助事業等**において、チェックシート方式により、**最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化**するものです。これにより、事業を実施する際に新たな環境負荷が生じないようにし、**各補助事業等の目的と環境負荷低減を両立**することを目的としています。



どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？



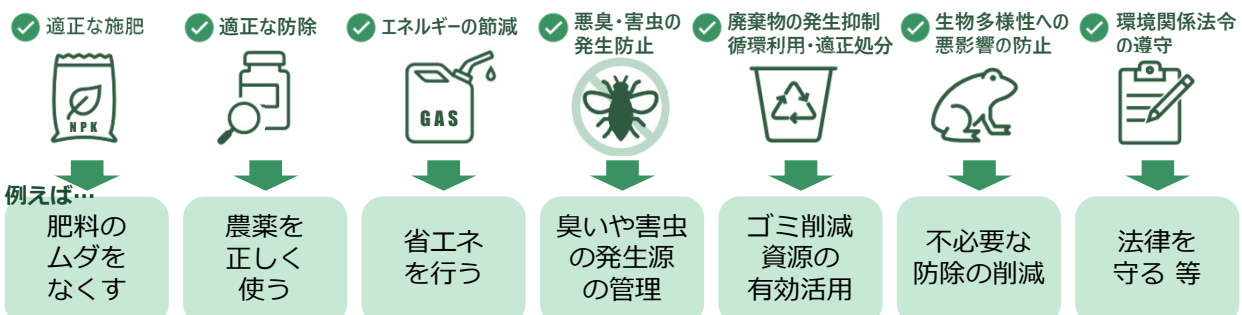
農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面もあります。

このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないように、7つの基本的な取組を実践することが重要です。

「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。

「みどりチェック」は誰もが取り組める環境負荷低減への「初めの一歩」です。

「みどりチェック」の7つの基本的な取組とポイント



「みどりチェック」の実施手続き

チェックシート の記入・提出



チェックシートの例（抜粋）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☒	① 肥料を適正に保管	☒
☒	② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☒
☒	③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☒
☒	④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討	☒

取組内容の確認



申請

取組の実践

報告

確認

農林水産省の補助事業等に申請する際に、チェックシートの各項目を読み、該当する全ての項目にチェックを付けて提出の上、取組を実践してください。

令和6年度～

取組を実践した上で、事業の報告時にチェックシートを提出してください。また、国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により、抽出された者に対して取組内容の確認を行います。

令和7年度～

よくあるご質問

Q 「みどりチェック」のチェックシートは、農林水産省の補助事業を活用する場合には、必ずチェックして提出する必要があると聞きましたが、提出しなかったらどうなるのでしょうか？

A 取組の実践とチェックシートの記入・提出は**補助金等の受給要件**となります。もし、記入・提出しなかった場合には、**補助等が受けられなくなる**ので、必ず実施しましょう。

Q 「みどりチェック」は、難しい内容であり、誰でも簡単には取り組めないのではないのでしょうか。また、取り組むことでどのような効果があるのでしょうか？

A 「みどりチェック」は皆さんが**意識すれば取り組める内容**です。また、「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、**消費者の理解と評価を深める**ことにもつながります。

詳しく知りたい方はこちら

農業経営体、畜産経営体、林業事業者、漁業経営体、食品関連事業者、民間事業者・自治体等向けのチェックシート解説書やQA集等を掲載しています。

→<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



農業



畜産業



林業



漁業



食品



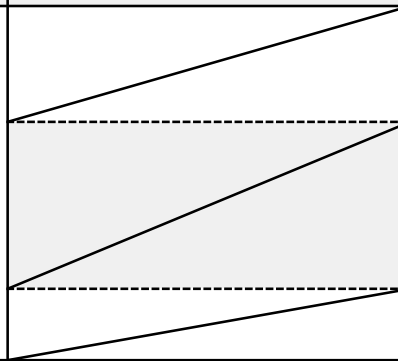
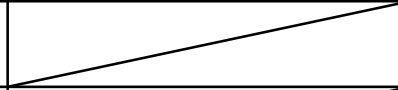
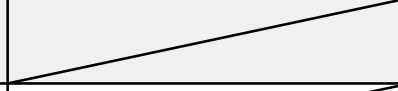
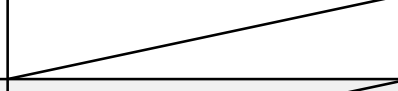
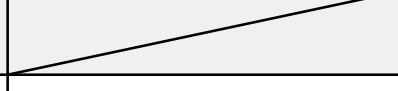
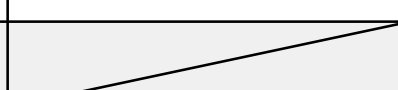
民間・自治体

お問合せ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

☎(直通) 03-6744-1865

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI			2030年 目標		2050年 目標	
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)	
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等 技術の確立	既に実用化されている化石燃料 使用量削減に資する電動草刈機、 自動操舵システムの普及率:50%	2040年 技術確立		
			高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6:使用環境に応じた条件 での技術実証 TRL 7:実運転条件下での プロトタイプ実証			
			小型沿岸漁船による試験操業を実施			
	③	化石燃料を使用しない園芸施設への 移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施 設等の割合:50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④	我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わ せた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に 向けて、農林漁業の健全な発展に資する 形で、我が国の再生可能エネルギーの導 入拡大に歩調を合わせた、農山漁村にお ける再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に 向けて、農林漁業の健全な発展に資する 形で、我が国の再生可能エネルギーの導 入拡大に歩調を合わせた、農山漁村にお ける再生可能エネルギーの導入を目指す。		
環境保全	⑤	化学農薬使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値) (50%低減)	
	⑥	化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン(30%低減)	
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha(25%)	
食品産業	⑧	事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン(50%削減)			
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、 労働生産性を向上	6,694千円/人(30%向上)			
	⑩	飲食品卸売業の売上高に占める 経費の縮減	飲食品卸売業の売上高に占める 経費の割合:10%			
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮 した輸入原材料調達の実現	100%			
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が占 める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による 炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合:30%		90%	
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度 (444万トン)まで回復	444万トン			
	⑭	ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖に おける人工種苗比率	13%		100%	
		養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	64%		100%	

